

令和元年10月1日から

岡山県の宅地造成工事の許可申請手数料を改定します

消費税率が10%に引き上げられることに伴い、次のとおり手数料を改定します。（単位：円）
この手数料額は、令和元年10月1日市町村受付分から適用します。

※この手数料額は、県が許可等を行う場合の申請手数料です。
なお、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の改定はありません。

○宅地造成等規制法関係

(1) 宅地造成に関する工事の許可申請審査手数料（法第8条）

切土又は盛土をする土地の面積（㎡）	手数料
500以内のもの	12,130
500を超え 1,000以内のもの	22,260
1,000を超え 2,000以内のもの	32,380
2,000を超え 5,000以内のもの	48,570
5,000を超え 10,000以内のもの	69,830
10,000を超え 20,000以内のもの	111,320
20,000を超え 40,000以内のもの	172,040
40,000を超え 70,000以内のもの	263,150
70,000を超え100,000以内のもの	344,100
100,000を超えるもの	435,210

(2) 変更許可申請審査手数料（法第12条）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が435,210円を超えるときは、その手数料の額は435,210円とする。
イ 宅地造成に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）の区分に応じ、上記（1）許可申請審査手数料の額に10分の1を乗じて得た額
ロ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、上記（1）の許可申請審査手数料に規定する額
ハ その他の変更については、10,000円

岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班
備前県民局建設部東備地域管理課
備中県民局建設部井笠地域管理課
美作県民局建設部管理課管理班
美作県民局建設部勝英地域管理課